

# 前橋市立鎌倉中学校部活動に係る活動方針

## 1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

## 2 本年度の部活動

### (1) 本年度設置する部活動について

次の運動部と文化部を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名（ただし、部によって名称や人数は異なる）をおく。

【運動部】野球部、サッカー部、卓球部（男女）、バスケットボール部（男女）、バレーボール部（女）、ソフトテニス部（男女）、卓球部（男女）、剣道部（男女）、柔道部（男女）、陸上部（男女）

※2部制：駅伝部、水泳部、体操部、スキー部

【文化部】吹奏楽部、美術部

### (2) 活動日について

#### ① 週当たりの休養日の設定

- ・平日に1日（基本的には水曜日）、土・日曜日のいずれか1日、計2日以上とする。
- ・職員会議・校内研修を行う日を基本的に休養日にあてるが、週内で他に休養日を設定した場合は会議等終了後に活動することはできることとする。

#### ② 定期テスト（中間および期末テスト）にともなう部活動停止期間は、次の通りとする。

- ・中間テストについては、中間テストの3日前からテスト当日の朝練習までの期間
- ・期末テストについては、期末テストの5日前からテスト最終日の朝練習までの期間

#### ③ 長期休業中の休養日の設定

- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中における完全休業期間は休養日とする。
- ・やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業期間に、大会参加等により活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

### (3) 活動時間について

①合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

②練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分に配慮して休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

	4～8月	9～10月	11～1月	2～3月
通常終了時刻	18:00	17:30	17:00	17:30
延長終了時刻	18:30	18:00	17:30	18:00
完全下校時刻	18:45	18:15	17:45	18:15

※顧問教師の指導がある場合は、30分の活動延長をすることができる。

### ③朝練習

- ・朝練習は、顧問の指導の下、保護者の理解を得た上で希望者のみ参加する。
- ・活動時間は、7：30～8：10とする（準備は7：15以降）。
- ・集金日は朝練習を行わない。

### （4）駅伝部の練習について

期間限定の駅伝部の活動については、他種目の部活動に所属する生徒が重複して参加することが多いことから、本活動方針とは別の計画で実施する場合もある。

## 3 経費

- ・活動に当たる経費を生徒会費、文化体育後援会費から補助する。
- ・各部において部費を徴収する場合もある。

## 4 部活動への入部・退部

### （1）入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

2，3年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

- ①担任から入部届を受け取る。
- ②必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ④保護者印、担任印が押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

1年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。

- ①部活動説明会を聞く。
- ②体験入部（仮入部）をする。
- ③担任から入部届を受け取る。
- ④必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ⑤担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
- ⑥保護者印、担任印が押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

### （2）退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾印をもらい、顧問に提出する。

## 5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

## **6 部活動運営**

### **(1) 外部指導者（部活動指導員）について**

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、（部活動指導員や）外部指導者を活用する。ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

### **(2) 部活動検討委員会について**

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ・文化関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。委員会において適切な部活動に運営について意見交換を行う機会を設ける。

## **7 その他**

- ・熱中症事故防止については、本校のW B G T管理・運用を徹底する。
- ・感染症対策については、県の警戒度等の適用ごとに、教育委員会による通知の通りとする。